



アーティスト佐藤広大さんを余市観光応援大使に！



余市観光応援大使は、町のイメージアップやPR活動を積極的に行っていただける方を大使として任命し、本町の魅力を広く紹介していただくもので、このたび、アーティストの佐藤広大さんを任命しました。佐藤さんは札幌市出身で、R & Bシンガーとして2013年にデビュー。2014年に全国ネットに多数テレビ出演。2019年に番組の撮影で本町を訪れ、自身のブログやSNSで本町の魅力を発信。現在は、ラジオ番組に出演するほか、自身で北海道の子ども達を支援するボランティア活動にも取り組んでいます。



佐藤さんからのコメント

この度、余市観光応援大使に就任しました佐藤広大です。
豊かな畑や海、人の思いや技が育むフルコースの味わいが揃う余市町の魅力を様々な分野で発信していきます！！
余市町の皆さま、これからよろしくお願いします。

※町ホームページでは写真をカラーでご覧いただけます

今月の記事

02 新年のご挨拶

03 マイナンバーカードについて

04 町営斎場建替事業について

06 保育所（園）利用申込み受付開始



新年のごあいさつ



新年あけましておめでとうございます

余市町長 齊藤 啓輔



謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

令和5年の新しい年を皆様とともに迎えることができましたことを大変うれしく思います。

昨年の余市町長選挙におきましては、町民の皆様をはじめ関係各位の力強いご支援を賜り無投票当選の栄に浴し、引き続き二期目の町政を担わせていただくこととなりました。

改めて町政運営を担わせていただく重責に身が引き締まる思いを実感するとともに、多くの皆様からお寄せいただきました信頼と期待にこたえるべく、町政運営に全力をあげて取り組んでまいります所存でございます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染者数が北海道全域では11月に過去最多を更新し、余市町内でも小中学校の学級・学年閉鎖などが余儀なくされたところであり、今後、コロナ禍での季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されているところです。その一方で国は、感染者の全数把握の見直しを図り、インバウンドも解禁するなど、少しずつコロナとの共生を念頭に置いた出口戦略に向けて舵を切っているのではないかと感じています。

本町としましても、新型コロナウイルスのワクチンについては希望する町民が速やかに接種できるよう引き続き体制を整備していくとともに、ホームページやLINEなどを通じた情報の発信に努めていきます。

医療関係者の皆様、高齢者施設や教育、保育施設などの従事者の方々には、感染への不安や緊張の中日々の業務に従事していただいていることに敬意を表しますとともに、そのご尽力には心から感謝申し上げます。

コロナとの共生に向けて社会活動は少しずつ戻ってきてはいますが、記録的な円安やウクライナ情勢の緊迫化による影響もあり、止まらない物価高騰が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

余市町では町民の皆さまや事業所の皆さまを幅広く支援するために、プレミアム付商品券の発行や子育て世帯への給付金の支給、小中学校給食費上昇分の支援、水道料金の基本料金を2か月間無料にするなどの町独自の施策を進めているところです。

また、コロナとの共生に向けたDXの推進にも積極的に取り組んでいく考えであり、その一歩目として、この場をお借りしてぜひ皆様にもマイナンバーカードの取得をお願いさせていただきます。マイナンバーカードは保険証や身分証明書としての利用のほか、今後取組が進む行政手続のオンライン化により子育てや年金、介護などの様々な手続がオンライン上でできるようになり、利便性が向上することは今後の余市町の社会課題の解決につながるものと期待していますので、皆様のご協力をお願いします。

最後に、これから本格的な冬が到来しますが、皆様方におかれましては十分に健康にご留意いただきながら、新しい年が幸多き年となるよう心からお祈り申し上げまして年頭のご挨拶といたします。

新年あけましておめでとうございます

余市町会議長 中井 寿夫



希望に満ちた令和5年の新春を迎え、心からお慶び申し上げます。

町民の皆様には、日ごろから議会活動に対する温かいご理解とご支援を賜り、町議会を代表し、厚くお礼を申し上げます。

近年、全国各地で自然災害が頻発しており、昨年も大雨や台風、地震、そして火山噴火と相次ぎ発生し、減災社会の実現に向けた対策が必要であると認識したところではありますが、被災地におかれましては早期の復旧を願いますと共に、被災された方々に心からお見舞いと哀悼の意を表します。また、新型コロナウイルスとの戦いも3年に及びますが、日常生活や社会経済活動は少しずつ元の姿を取り戻しつつある一方で、国際情勢の緊迫化による原油高、原材料高と急激な円安による物価高騰は、地域経済に大きな影響を及ぼしております。

国においては、日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくために「物価高克服・経済再生実現のための経済対策」が定められ、エネルギー、食料品等の価格高騰に重点を置いた対策や、賃上げを行う中小企業への支援などの「物価高騰・賃上げへの取組」、コロナ禍からの需要

回復・地域活性化や、円安を活かした経済構造の強靱化などの「円安を活かした地域の稼ぐ力の回復・強化」、科学技術・イノベーションなど成長分野における大胆な投資の促進や、こども・子育て世代への支援拡充、女性活躍などの「新しい資本主義の加速」、防災・減災や安全保障など、国民の命や財産、平和な暮らしを守る「国民の安全・安心の確保」の4つの柱が示されました。

本町では、第5次余市町総合計画が令和4年度を初年度としてスタートしております。多様化する町民のニーズの対応や、本町にある資源や強みを最大限に生かした長期的なまちづくりのビジョンが示されたところであり、メインテーマであります「未来に向けて住みやすいまちをつくる」の実現について期待しております。

本年8月には現議員の任期が満了を迎えますが、残された期間、行政の諸課題の解決に向けて積極的に取り組み、町民の代表として議員一同全力を挙げて、その責務を全うしていく所存であります。

新しい年が町民の皆様にとりまして、健やかで幸多い年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



マイナンバーカードについてのお知らせ

【マイナポイント第2弾の申請期限延長について】

マイナポイント付与の対象となるマイナンバーカードの申請期限について **令和5年2月末まで** 延長されました。

ポイント付与をお考えの方は、2月末までにマイナンバーカードを申請してください。

【マイナポイント第2弾について】

対 象：令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をされた方、
既にマイナンバーカードをお持ちの方（第1弾でポイントを申請していない方も含みます）

ポイント申込期限：令和5年2月末まで

内 容：①マイナンバーカード新規取得による5,000円分相当のポイント付与
※キャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
②健康保険証としての利用申し込みによる7,500円分相当のポイント付与
③公金受取口座の登録による7,500円分相当のポイント付与



令和4年12月29日（木）～令和5年1月5日（木）はマイナンバーカードの受取・マイナポイント付与等の業務を行えませんのでご注意ください。

○マイナポイント付与のお手続きの際にご持参いただくもの

- ① マイナンバーカード（カード受取の際に設定した4桁の暗証番号が必要です）
- ② 健康保険証
- ③ 公金受取口座にする本人名義の口座情報が分かるもの（通帳等）
- ④ ポイントを付与するカード（ICカード、電子マネー、クレジットカード等）

【マイナンバーカードの受取等に関する土日の臨時開庁について】

お仕事などで、平日の開庁時間内にマイナンバーカードのお受取りや、ポイント付与のお手続きに来られない方のために、臨時窓口を開設します。

ハガキに記載されている受取期限が経過していても、マイナンバーカードの受取が出来ますので、日時をご確認の上、福祉課戸籍住民グループ窓口までお越しください。

※受取は原則、ご本人に限ります。

※住民票の請求など、マイナンバーカード交付関連以外の業務はお受け出来ませんので、ご注意ください。

開庁日時 令和5年1月14日（土）及び令和5年1月15日（日）

午前10時から午後3時まで

場 所 余市町役場1階戸籍住民グループ窓口（14日、15日は時間内は正面玄関が開いています。）

必要書類 ・カード受取の方：本人確認書類、通知書（ハガキ）、通知カード
・マイナポイントの付与の方：マイナンバーカード、保険証、通帳（公金受け取り口座用）、ポイントを付与したい決済サービスのカード

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120

余市町の空間
放射線量率

11月19日～12月21日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。
(最高値：59nGy/h、最低値：29nGy/h、平均値：39nGy/h)

町営斎場建替事業について 余市町長 齊藤 啓輔

3年前に供用開始されているはずであった新斎場は、工事が中断し未だに解決の目処が立っていません。その間にもどんどん老朽化と不具合が進行してきて、もう「建て替え待ったなし！」の状態です。後に述べますが、斎場へのアクセス道路が作れなくなったことから、現在の梅川から移転し、建て替えるための調査費用を、昨年議会で議決しました。その後コンサルタントが調査を行い、議会に対し建設適地を都市公園予定地（黒川町）と旧栄小学校（栄町）の2カ所にするとの結果を示したうえで、私の判断が足りないとお叱りを受けました。私もその点について反省、ご批判を真摯に受け止め、町営斎場建替事業適地検討委員会を立ち上げ、町民の皆さんを巻き込んで、現場の視察も含め5回にわたり議論をしていただき、先日報告書をいただきました。報告書については、その内容は別ページに掲載されていますが、新斎場の建て替えは早期に行うべきである、適地を現計画地（梅川）と都市公園予定地に絞ったが、これらの候補地には様々な課題があるとの意見でした。

●建て替え議論の出発点は、斎場へのアクセス道路

斎場建て替え議論の出発点は、斎場のアクセス道路でした。梅川の現斎場は、建設から半世紀近くが経過し、老朽化と不具合が頻発しています。加えて斎場までのアクセス道路は勾配が急なため、冬場は車やバスが登れなくなり、棺を担いで斎場に向かうという事態も生じています。大切な人を亡くされたばかりのご遺族のことを思うと、早急に対処すべき課題でした。しかし、平成30年の着工直後から、敷地の造成中に法面が崩壊し、湧水による地滑りが発生します。さらに斎場の上部に位置する墓地の地面が傾くなどのトラブルが相次ぎ、工事を中断せざるを得なくなりました。課題のアクセス道路も、地滑り対策工事をした結果、計画していた進入路を整備するための敷地が確保できなくなり、急勾配の道路のままになってしまうことから、整備が不可能となりました。建設地に地滑り対策工事をしたことで、現段階では地滑り解析による数字上の安全は確保されているものの、地形が丘陵地であることから、将来的な地盤の安全性は担保できない状態です。また、町民の皆さまの中には、「なぜ梅川がダメなのか。技術的には可能では」との疑問を持たれる方もいらっしゃいます。ただ、当初計画した建物の建築面積を確保するためには、敷地の拡張に新たな地滑り対策が必要となり、その事業費としてさらに2～3億円がかかるとの試算があります。その他の地盤整備も含めると、それ以上の事業費がかかり、建物の着工もすぐにはできません。供用開始時期が見通せないことを考慮すると、梅川での建て替えは限りなく不可能であるという結論を出さざるを得ません。

●議会への手続きを経て建て替え場所は絞り込まれた

梅川は安全なアクセス道路の整備と斎場建設に必要な敷地面積の確保が望めないことから、そこでの建設は断念し、新たな町営斎場の適地選定をするための予算を議会に議決をいただき、建設地を精査することとしました。調査結果から候補地を旧栄小学校と都市公園予定地に絞り込み、最終的には、面積を確保できる平坦な町有地で迅速に工事が開始できること、国道からのアクセスが良く冬季やインフラ整備の負担が軽減できること、人口減少下での将来的な広域的利用の可能性といった迅速性と将来性を勘案し、私の判断で都市公園予定地を第一候補地としました。

本来は移転候補地とした地域の皆様に事前に十分な説明を行うべきところでしたが、老朽化の著しい町営斎場の建て替えを早急に進めなければならないことを最優先課題として、皆様にお知らせしたところです。しかし、住民説明会では、住民とのコミュニケーションが不足しているのご指摘を受けたことを真摯に受け止め、冒頭でも述べたとおり、町営斎場建替事業適地検討委員会を設置し、報告書を頂いたところです。

●お金と期間の話

新斎場の建て替えのため、これまでに約5億円が使われていますが、なんら成果はありません。いつ壊れてもおかしくない現斎場の維持管理の費用は年間約2,000万円です。それに加えて、既に発注済みの火葬炉はもう3年も倉庫で保管されており、その保管料は年間約300万円かかり続けるとともに、すでに年月を経過し、錆もでてきています。

火葬中に火が止まってしまう不具合すら発生する現斎場の管理コストにはこのくらいの金額が毎年かかってきます。新斎場の建て替えを早急に進めるためには、来年度予算に調査費用を計上しなければなりません。それが無事に通過し最短で完成させた場合、令和8年度に完成し、令和9年度から供用が開始されるスケジュールです。もし調査を行えない場合は、さらにスケジュールが遅れることとなります。

ところで、町の財政は私の就任後、財政技術などで經常収支比率^(※1)を15%ほど下げることになりましたが、決して予算を許さない状況です。

特に扶助費^(※2)については、10年前から2倍、20年前からは5倍になっています。

今後の人口減少で町のお財布が小さくなる中で、今まさに手を打たないと町は潰れてしまうという危機感を持っています。

※1 自由に使えるお金の割合。100%に近いと自由になるお金がないことを示す。

※2 高齢者や生活に困っている方などを社会で支えるお金。

●未来の余市町を見据え判断を

町営斎場に限らず、老朽化した公共施設の再編整備は余市町にとって重要な課題です。町内の公共施設は、老朽化が非常に進んでいて、このまま人口減少と高齢化が進むと、町民生活を支える行政サービスの提供が将来困難となる状況になりかねません。そのためにも町内に点在する公共施設の在り方を含め未来につなげるまちづくりをしなければならないと考えています。町営斎場に関しては年間300件の利用があり、今後数年は高齢化の進行などにより利用件数の増加も見込まれますが、その後の人口減少を考えると、広域的な利用の促進も考慮する必要があります。また、施設を運営する人材も減る、仮に郊外へ斎場を建設した場合は冬季の除雪や遠距離移動に伴う利用者の負担、メンテナンス費用が増えるなど、将来へ大きな負担を残すこととなります。

この20年間、余市町は町営斎場の建て替えについて先延ばしにしてきたことで、町民の皆さんにご不便をかけることになりました。ただ、現実問題として工事中断から数年が経過し、現施設は老朽化によりいつ壊れてもおかしくないというのが現状です。全ての方が満足する回答を出すことは不可能だと思います。しかし、この問題は私が悪者になったとしても、将来を見据えた決定を下さなければならない事案であると考えており、都市公園予定地が適地であると考えています。



町営斎場建替事業適地検討委員会の結果をお知らせします

町営斎場建替事業適地検討委員会について、第5回検討委員会が12月8日（木）余市町役場で開催され、各委員から出された意見を集約し、町に報告しました。

- ① 新斎場について
 - ・斎場の建て替えは、早期に行うべき。
- ② 候補地について
 - ・適地を現計画地（梅川）と都市公園予定地に絞ったが、これらの候補地には様々な課題がある。
 - ・現斎場での建て替えは技術的に不可能でないが、工期及び予算が大幅に超過することが見込まれる。
 - ・都市公園予定地は、津波・洪水などの防災対策、元ゴミ捨て場だったこと、居住地からの近いことなどの懸念がある。
 - ・いずれの候補地でも事業を進めるためには、住民の理解と合意を得る取組みが必要である。
- ③ その他
 - ・本検討委員会を再編成し、継続開催することを希望する。
 - ・本検討委員会は2回開催された町民説明会を受けて設置されているので、検討結果を町民に報告することを希望する。
 - ・7か所のうちの3か所の民有地及び他の可能性のある民有地について、町有地同等に確認を希望する。
 - ・斎場に公園を併設し、将来地域の文化施設となるよう希望する。
 - ・今後の公共施設の計画においては、町民の意見を十分に反映させることを希望する。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



固定資産税（償却資産）の申告をお願いします

【申告・申請期限1月31日（火）】

個人または法人で確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を、令和5年1月1日現在所有されている場合は、令和5年度分の固定資産税（償却資産）の申告が必要です。今年度資産を有し申告された方には、昨年12月に申告用紙を送付しています。

新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

なお、令和4年中に取得し要件を満たす事業用の資産について、次の特例を受けられる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。課税グループまでお問い合わせください。

◎特例の種類

①生産性向上設備等に係る課税標準の特例

中小企業等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した家屋・償却資産について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税の課税標準がゼロとなります。

②過疎地域における固定資産税の課税免除の特例

余市町過疎地域持続的発展市町村計画により、過疎地域内の産業の振興を図るため取得等した家屋・償却資産・土地について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税が課税免除となります。

・対象業種

製造業、情報サービス業等（令和3年4月1日以降、取得した場合に限る）、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）

③半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税の特例

産業の振興を図るため取得した家屋・償却資産・土地について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税が不均一課税となります。

・対象業種

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）

④地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）

例：高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向けに新築された賃貸住宅について、新たに課税されることとなった年度から5年度分、固定資産税が3分の2減額されます。

その他わがまち特例の対象となる資産については、町ホームページの余市町わがまち特例一覧表からご覧ください。

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



令和5年度 保育所（園）利用申込み受付を開始します

就学前の子どもの保護者が、就労や病気等の理由で子どもの保育を必要とする（日中保育できる家族がいな
い）場合、次の保育所（園）の利用申込みができます。 ※は延長保育終了時間

保育所（園）	保育時間	備考
大川保育所（町立）	午前7時30分～午後6時30分（～午後7時※）	延長保育あり
中央保育所（町立）	午前7時30分～午後6時	一時預かりあり
ほうりゅうじ保育園（私立）	午前7時30分～午後6時30分（～午後7時30分※）	延長保育・一時預かりあり

●**受付場所** 子育て・健康推進課 子育て推進グループ

●**受付期間** 1月6日（金）～1月31日（火）

※令和5年5月以降に入所を希望する場合は、利用を希望する月の前々月11日
～前月10日までに申込みください。

●**申込みに必要なもの** 以下①②につきましては、上の受付場所にて配布します。

①教育・保育給付認定申請書（兼）施設等利用申込書

②保育の必要性を証明する書類（就労等証明書など）

※その他、状況に応じて追加書類の提出が必要な場合があります。



- ・申込みは先着順ではありません（受付期間終了後、調整となります）。
- ・申込みおよび保育所（園）に関する情報の詳細は、町ホームページまたは受付場所にてお渡しするパンフレットをご覧ください。
- ・認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の利用申込みは、各施設にて随時受け付けています。詳細につきましては、希望する施設に直接問合わせください。



子育て世帯向けの給付金に関するお知らせ

令和4年度子育て世帯（ひとり親世帯以外）に対する給付金について、申請期限が迫ってきております。支給要件を確認のうえ、まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請をお願いします。

なお、この給付金及び北海道が支給するひとり親世帯に対する同趣旨の給付金は、対象児童1人に対し、原則、重複して受給できませんのでご注意ください。

各給付金の制度詳細や申請書等については、町ホームページ等をご覧ください。ご不明点等がございましたら、お問合わせください。

申請手続	申請書類を確認のうえ、子育て推進グループに窓口提出または郵送にて申請してください。	
申請期限	令和5年2月28日（火）・・・必着	
申請が必要 な方	I. 令和4年度住民税（均等割）非課税の方への給付金（国・道事業分）	
	受給要件	以下のいずれかに該当し、申請日時時点で余市町に居住する方。 ①公務員の方で令和4年4月（対象児童のうち、新生児については、令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月）分の児童手当を職場から受給している方 ②高校生世代（平成16年4月2日～平成19年4月1日生）の児童のみを養育している方（※対象児童が町外に居住している場合を含む）
	対象児童	平成16年4月2日～令和5年2月28日生の児童
	支給金額	対象児童1人あたり 合計6万円（国事業分：5万円、道事業分：1万円）
	II. 令和4年度住民税（均等割）課税の方への給付金（余市町独自事業分）	
	受給要件	I. の受給要件の①または②のいずれかに該当し、令和4年3月31日時点で余市町に居住する方。
対象児童	I. の対象児童と同じ。	
支給額	対象児童1人あたり 6万円（町事業分：6万円）	

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）を給付します。

※すでに「令和3年度または令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）」を受給済みであっても、次の要件に該当すれば支給対象となります。

●対象となる世帯

下の①・②ともに、世帯の全員が、住民税が課されている親族等から扶養を受けている世帯は支給対象外となります。また、複数の要件に該当しても給付金の給付は1回限りです。

①令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

基準日（令和4年9月30日）において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（基準日において生活保護を受給している世帯を含む）。対象となる世帯には、「確認書」を送付しています。

※確認書が届かない場合は対象となりません（課税者に扶養されているなど）

②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、令和4年1月～12月までの間に、予期せず家計が急変（新型コロナウイルスの影響によるものも含む）し、世帯全員が住民税非課税相当の事情にあると認められる世帯

予期しない急変（減収）の要件に該当しない場合

- ・事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外の減収
 - ・年金が支給されない月の減収や定年退職による減収など
- 詳細は町ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、福祉課にお問合せください。

●給付額 1世帯あたり5万円（口座振込により支給）

●申請方法

①令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

送付された「確認書」の内容をご確認いただき、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で提出してください。

②家計急変世帯

「申請書」、「簡易な収入見込額の申立書」、「収入が減少した理由書」および必要書類を添付のうえ、提出してください。

●申請期限 令和5年2月21日（火）まで（当日消印有効）

※各様式は、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



戦没者等のご遺族の皆さまへ（第十一回特別弔慰金のお知らせ）

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。令和5年3月31日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

●支給対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公的扶助料」や「戦傷病者戦没遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

支給内容 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号 額面25万円（5年償還）

問合せ 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係 ☎011-231-4111（内線25-622）
福祉課 福祉グループ ☎21-2120



国民年金からのお知らせ

○20歳になるみなさんへ【20歳になったら国民年金】

国民年金は、高齢になったときだけでなく、病気や事故で障がいの状態になったときや家族の働き手が亡くなったときなど、いざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えでつくられた仕組みです。国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの方の加入が義務付けられています。

よくあるご質問

Q. 国民年金の加入手続きは、いつどのように行うの？

A. 20歳になってから、概ね2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」の書類が郵送されますので、ご確認いただければ加入の手続きは不要となります。また、「基礎年金番号通知書」も郵送されます。「基礎年金番号通知書」は、年金の加入記録の確認や将来年金を受け取る際に必要になりますので、大切に保管してください。

Q. 学生でも加入しなければいけないの？

A. 学生の方であっても、20歳になった時点で国民年金加入となります。

なお、学生の方は所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができますので、申請を希望される方は学生である証明書類を持参の上、申請先に提出してください。

Q. 納付が猶予された保険料はどうなるの？

A. 「学生納付特例制度」の承認を受けている期間は、老齢年金を受給するために必要な期間に含まれますが、老齢年金額の計算対象期間には含まれません。ただし、承認を受けた期間から10年以内であれば、猶予された保険料を古い期間から順に納めること（追納）ができますので、将来の老齢年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

※「基礎年金番号通知書」は、20歳になる前から厚生年金に加入していた方および、障害・遺族年金を受給している方には郵送されませんのでご注意ください。

※追納するためには申込みが必要ですので、お近くの年金事務所に問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

申請・問合せ 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236
福祉課 福祉グループ ☎21-2120



福祉灯油助成事業を実施します！

冬期間の生活を支援するため、余市町福祉灯油助成事業を実施し対象となる世帯に灯油等の購入に係る費用の一部を助成します。

●対象世帯 令和5年1月1日現在（基準日）において、余市町に住所があり在宅している、次の①～③のいずれかに該当する**令和4年度市町村民税が非課税の世帯**。

- ① 高齢者世帯（満70歳以上の者で構成される世帯、生活保護世帯を含む）
- ② 重度障がい者世帯（生活保護世帯を除く）
- ③ ひとり親世帯（生活保護世帯を除く）

●助成金額 1世帯につき1万円（振込）

●受付期間 1月6日から2月28日（火）まで《受付時間は土・日・祝日を除く午前9時00分から午後4時30分まで》

●受付場所 余市町役場1階 福祉灯油受付窓口（正面玄関右側）

※郵送での申請、または代理人（民生委員等）による申請も受け付けます。

●申請書類 役場または地区民生委員、福祉センター（本館、分館）、老人福祉センター、図書館、中央公民館、社会福祉協議会にあります。

【詳細は、町ホームページに掲載しています。】

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



余市宇宙記念館からのお知らせ



1月のおもしろ宇宙教室		現在受付中
名称	日時・内容	定員
ドローン教室	7日④ トイドローンを使って、ドローンの仕組みや利用方法などを学ぶ 《午後1時～(60分)》	7人
宇宙開発教室⑩ (全11回)	28日④ 余市町出身の宇宙飛行士・毛利衛さんの生い立ちや功績について学ぶ 《午後2時～(60分)》	7人

2月のおもしろ宇宙教室		各教室の開催日1か月前から受付開始
名称	日時・内容	定員
宇宙開発教室⑩ (全11回)	4日④ 有人月面着陸を目指す「アルテミス計画」について学ぶ 《午後2時～(60分)》	7人
ドローン教室	18日④ トイドローンを使って、ドローンの仕組みや利用方法などを学ぶ 《午後1時～(60分)》	7人

※小学生以上が対象です。おもしろ宇宙教室の参加には入館料はかかりません。
 ※申込みは各教室の1か月前から電話で受付します。(1月の教室は受付中です。) 休館日:1日～5日、10日、16日、23日、30日
 ※教室の参加には、氏名、住所、連絡先電話番号、年齢のご記入が必要です。

●冬期間の宇宙記念館運営について

観覧について

宇宙記念館は4月14日(金)まで、展示施設の観覧は休止しています。なお、冬期間は教室や講座など各種事業を開催します。詳しくはその都度ご案内いたします。

施設の利用について

冬期間は宇宙記念館を有効に活用していただくため、多目的シアターや会議室などの各施設を利用できます(有料)。各種会議等にご利用ください。
 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、利用を制限する場合がございます。詳しくは、お問合せください。

※詳細は ☎21-2200 問合せいただくか
 余市宇宙記念館ホームページ
 (<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください



◀ホームページ
 をご覧いただけます。

余市宇宙記念館では
 「サポートボランティア」
 を募集しております。

余市の人々。 第19回 【江部拓弥】

戦略推進マネージャーの連載を広報誌で掲載しています!

タイトル [Jijiya・Babaya]

余市の人である辻さんに、僕は訊ねます。辻さん自身はどうなんですか、と。
 「どうなんでしょう。札幌には憧れがありましたけど、それ以上に、余市に愛情があったかな。余市にはもっとよくなってほしい。おいしいものを食べるときにわざわざ外に行かなくても大丈夫と思える町になってほしいと思ってましたね」
 だからジジヤババヤをつくったんですもんねと、答えがわかっている問いを僕は辻さんに投げかけます。「そういうことなんですよ。余市にこんなイタリアンレストランがあったらいいな。そう自分が思える店をつくって、余市のみなさんが、おじいちゃんやおばあちゃんも含めて、地元でおいしいものを食べようと

思ってもらえる場所をつくりたかったってことはあるでしょうね」
 「ヘラガニって、余市ではおやつだったんですよ」
 目の前には、ジジヤババヤで一番人気のヘラガニのトマトクリームパスタが鎮座している。皿の中には、まるまる一杯のヘラガニがどーん。豪快。パスタが覆い尽くされているよ。
 ヘラガニはいい出汁が出るという。美味なるはカニ味噌だと訊き、甲羅を外してかぶりつく。とろっとした食感に甘味と苦味が交錯する。聞きしに勝る美味だなあ。汚れた指を気にする間もなく、パスタを口に運ぶ。コクのあるトマトクリームソースとカニの風味が相まって、箸(フォーク)が進む進む。

※「余市の人々。」は、余市町戦略推進マネージャーの江部拓弥(えべたくや)さんが、余市町に関わりのある人物へのインタビューをもとに執筆し、「WEB本の雑誌。」(<https://www.webdoku.jp/column/ebe/>)に掲載されているものを、転載しております。※掲載日 2020. 11. 30



計画(素案)に対する皆さんからのご意見を募集します(パブリックコメント)

町が、皆さんに影響を与える基本的な計画、指針、条例等を決定する前に、これらの案を公表して、広くご意見や情報を提供いただくことを「パブリックコメント手続」といいます。

●余市町観光振興計画(素案)

多様化する観光ニーズや社会情勢の変化を踏まえた令和5年度から9年度までを計画期間とする新たな計画の素案です。

■意見募集期間 1月6日(金)～2月6日(月)まで

■意見提出者の要件 意見を提出できる方は次のいずれかに該当する方とします。

- 町内に住所を有する方
- 町内に会社、事業所等を有する方
- 町内に通勤・通学している方
- 町に納税されている方
- 意見を募集する案件に利害関係のある方

■意見提出方法

備え付けの「意見用紙」または任意の様式に、住所および氏名(法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名)を記載し、宛先を「余市町役場 商工観光課 宛」としてごください。

- 郵送 〒046-8546 余市町朝日町26番地
- 電子メール 商工観光課 kanko@town.yoichi.hokkaido.jp
- ファクシミリ 0135-21-2144
- 持参 受付時間：平日の午前8時45分～午後5時15分

のいずれかの方法で提出していただくか、次に記載の施設に備え付けの意見箱に投函してください。

■資料(余市町観光振興計画(素案))の閲覧場所(投函場所)

- 役場庁舎 (2階 商工観光課カウンター) 朝日町26番地
- 中央公民館 (1階 事務室前) 大川町4丁目143番地
- 図書館 (1階 ロビー) 入舟町413番地
- 福祉センター (1階 ロビー) 富沢町5丁目13番地

※資料(計画素案)は町ホームページからもご覧いただけます。※新型コロナウイルス感染症に関する措置等により、意見募集方法に変更がある場合がございます。※お寄せいただいたご意見等(氏名、住所などの個人情報)は除きますとご意見等に対する町の考え方は、とりまとめ後、町のホームページ等でお知らせします。

問合せ 商工観光課 観光グループ ☎ 21-2125



環境影響評価準備書の縦覧および説明会の開催について

〔(仮称)北海道小樽余市風力発電所〕に係る環境影響評価において、調査・予測・評価の準備についてとりまとめた「環境影響評価準備書」を縦覧し、意見を収集します。

また、事業および準備書の内容について説明会を開催します。

縦覧書類 (仮称)北海道小樽余市風力発電所 環境影響評価準備書

縦覧期間・場所 1月31日(火)～3月2日(木)

商工観光課(開庁日の午前9時～午後5時)、余市町図書館、余市町中央公民館(いずれも開館時間に準ずる)

電子縦覧URL <https://www.otaru-yoichi-windfarm.com/>(事業HP)

意見書の受付 縦覧場所に据え付けの意見箱へ投函いただくか、問合せ先に郵送してください。

意見書の提出期限 3月16日(木) (当日消印有効)

説明会の日時・場所 2月12日(日) ※開催時間については、決定次第事業HPに掲載します。

中央公民館

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お越しの際は受付での連絡先のご記入・検温・手指の消毒、会場内でのマスク着用にご協力ください。

問合せ 双日株式会社 環境インフラ事業部 担当：東、上床 受付 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日除く)
〒100-8691 東京都千代田区内幸町2-1-1 ☎03-6871-6068

☀️☁️☀️余市町でおこったこんな話☁️☂️☁️

余市町の埋もれた歴史等を紹介し、改めて余市町を再認識するコーナーです。

～その221～『フゴッペのトンネル』

余市町栄町と小樽市蘭島の境界のフゴッペ岬には、短いトンネルがあります。岬の下にトンネルができたのは明治14（1881）年のことでした。

トンネルができる前は岬から連なる丘陵を上り下りして通っていましたが、岩山で悪路だったため、余市で勤務していた開拓使の役人の吉田弘さんによって、工事が計画されました。

明治6年12月に提出された上申書には「ここは往來にとても苦勞する険しいところで、春秋に雨が續くと、旅人、郵便や荷物を運ぶ人馬が混雜するほど悪路なので、切り開きの工事を願ひする」旨が書かれています。

まずは丘陵の切り下げ工事が計画されました。上申後の同年12月から翌1月頃に作られた工事の見積もりでは、道路の幅は三間（約5.4m）、長さ18間（約32.4m）、切り下げの高さ5間（約9m）で、予算はおよそ278円（当時）で、請負者は芝居などの興行主だった沢町の帆苺嘉吉さんでした。

明治11年には小樽余市間の新道が塩谷側から順に開通していきました。この工事は、沿道住民が漁業の合間に労力を提供して行われ、小樽市塩谷から徐々に道路が開通し、同14年秋にはフゴッペ隧道（トンネル）が開通しました。このトンネル工事の際、測量する機械がなかったので、その頃の余市郡長だった北川さんが、細い縄の先に小石をくくり付けて投げ上げて、山の向かい側と連絡して位置を決めたという逸話が残っています。今も岬に連なる丘陵は、余市側がとても急峻で、小樽側は少しだけなだらかなように見えます。最初は切り下げ工事で道路ができ、ほどなくして、トンネル工事が行われたようです。

このトンネル工事に寄付した地元の有力者たちに表彰状が出されました。

表彰状

余市郡浜中村平民

福原才七

明治十三年中忍路余市両郡境隧道開鑿並余市郡船舶取扱所建築及敷地同郡畚部村道路中央之

巖石切崩費之内へ金六拾円五拾錢差出候二付
為其賞木杯壹個並麻六把下賜候事

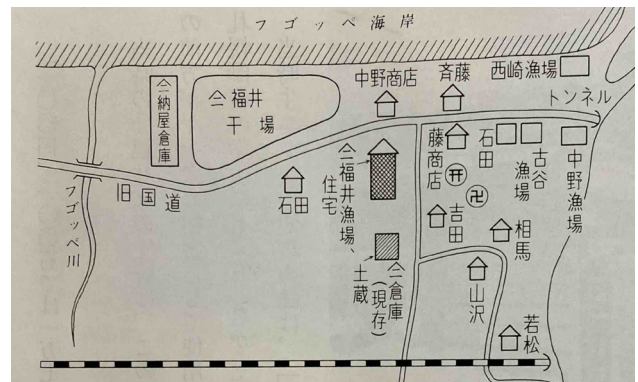
明治十六年二月三日

札幌県

福原才七は、国指定文化財になった浜中町の福原漁場の親方です。この表彰は、忍路と余市の両郡の間のトンネルの開削工事と、「余市郡船舶取扱所」の建設と敷地提供、畚部村（栄町）の道路中央にあった岩山の切崩工事の費用である60円50銭を寄付した福原才七さんに、お礼として木杯1個と麻の布地6把が札幌県から与えられたものです。

フゴッペトンネルからフゴッペ川河口周辺は、明治以降、漁家の集落ができました。国道の海側にはヤマニ福井家の2階建ての大きな屋敷が建っていて、ニシンの定置網を運営していた同家は、漁期が終わって夏になると、フゴッペに水泳講習に来ていた札幌師範（現在の北海道教育大学札幌校）の学生5、60人の宿舎になっていたそうです。また、ニシンの肥料を乾燥させる干場も、漁が終わった後は陸上競技場として開放されるほど広く、畚部小学校（後の栄小学校）の運動会も行われていました。

フゴッペのトンネルは、車線ごとのトンネルになりました。余市へ帰る向き（西向き）のトンネルからはシリパ岬が見えます。ふるさとの景色です。



▲ 図：フゴッペのトンネルとフゴッペ川周辺の様子（大正初期の漁場 『栄町郷土史』）

知ることからはじめましょう。『うつ病』について

一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめないといった精神症状とともに、「眠れない、食欲がない、疲れやすい」などの身体症状が現れ、日常生活に大きな支障が生じている場合、『うつ病』の可能性がります。『うつ病』は、精神的ストレスや身体的ストレスなどを背景に、脳がうまく働かなくなっている状態です。また、『うつ病』になると、ものの見方や考え方が否定的になります。

日本では、100人に約6人が生涯のうちにうつ病を経験しているという調査結果があります。また、女性の方が男性よりも1.6倍くらい多いことが知られています。

『うつ病』の発症原因は、今のところわかっていません

発症の原因は正確にはよくわかっていませんが、感情や意欲を司る脳の働きに何らかの不調が生じているものと考えられます。うつ病の背景には、精神的ストレス、身体的ストレスの他、辛い体験や悲しい出来事のみならず、結婚や進学、就職、引っ越しなどといった嬉しい出来事の後にも発症することがあります。なお、体の病気や治療薬が原因となってうつ状態が生じることもあるので注意が必要です。

『うつ病』のサイン・病状・変化

●気分が落ち込む、楽しめない、悪い方ばかり考えてしまう

●体に現れるうつ病のサイン

・食欲がない・性欲がない・眠れない・過度に寝てしまう・頭痛や肩こり・動悸・めまい・口が渇く
・からだがだるい、疲れやすい・胃の不快感・便秘や下痢

●周りの人が気づく「いつもと違う」変化

・表情が暗い・自分を責めてばかりいる・涙もろくなった・反応が遅い・落ち着かない・飲酒量が増える

『うつ病』の治療法

『うつ病かな?』と思ったら、自己判断をせずに精神科や心療内科など専門医に相談し、しっかりと休養をとることが大切です。

●治療の不安や疑問は主治医に相談しましょう

何でも相談できる関係を主治医ともつことはうつ病治療の第一歩です。

●うつ病は、しっかりと休養を取ることが大切です

心身の休養がしっかりとれるように環境を整えることが大事です。場合によっては、入院環境へ身を委ねることにより、大きく症状が軽減することもあります。精神的ストレスや身体的ストレスから離れた環境で過ごすことは、その後の再発予防にも重要です。

●薬物療法（医薬品による治療）

主に使われる治療薬は抗うつ薬です。主治医の指示に従い、自分の判断で薬の量を調整したり中断したりせず、主治医に相談をしましょう。

●精神療法（専門家との対話を通して進める治療）

支持的精神療法と呼ばれる基本的な治療法に加えて、認知行動療法や対人関係療法などのより専門的な治療法があります。

●運動療法（散歩などの軽い有酸素運動）

うつ症状を軽減させることが知られています。



健康と暮らしの情報（1月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業が延期・中止となる場合があります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、問合せ先までご連絡ください。

子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
3歳児健診	R元年8月生まれ	13日(金)	受付 11:50～12:20	福祉センター本館
こども相談 (発育・発達・栄養など)	申込みをされた方 ※13日(金)までに 申込みが必要です。	19日(木)	9:00～15:00	余市町役場 ※会場まで来られない場合は ご相談ください。
ニコニコたまご教室 (赤ちゃんのお風呂)	余市町に住民票のある妊婦さん (妊娠38週までの方)とその家族の方	20日(金)	13:30～15:30	キッズルーム「あつぷる」

健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
認知症の介護相談	16日(月)	13:30～15:00	福祉センター入舟分館	(問合先) 社会福祉協議会内 ☎ 22-3156
健康相談	19日(木)	9:00～15:00	余市町役場	※13日(金)までに 申込みが必要です。
心の健康相談	30日(月) (日程変更の可能性 があります)	10:00～12:00	俱知安保健所	※3日前までに申込みが必要 (申込先) 俱知安保健所 ※相談日は都合により変更 する場合があります。 ☎ 0136-23-1957

休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号	歯科当番日	医療機関名	電話番号
1月1日(日)	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533	1月1日(日)	てらデンタルクリニック	23-4618
2日(月)	勝田内科皮フ科クリニック	22-3843	2日(月)	仁木フルーツの里歯科	32-3744
3日(火)	中島内科	22-3866	3日(火)	原歯科	22-7301
8日(日)	小嶋内科	22-2245	※休日当番医の診療時間は9時～17時までです。 ※年始休日における歯科当番医の診療時間は 9時～12時までです。 ※休日当番医は変更になることがありますので、 確認してから受診してください。		
9日(月)	田中内科医院	22-6125			
15日(日)	勤医協余市診療所	22-2861			
22日(日)	林病院	22-5188			
29日(日)	小嶋内科	22-2245			
2月5日(日)	池田内科クリニック	23-8811			

※北後志新型コロナワクチンコールセンターは、12月29日～1月3日まで休業します。

その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	11日(水)、25日(水)	13:00～16:00	福祉センター入舟分館	余市町社会福祉協議会 ☎ 22-3156 ※法律相談は事前申込み必要
	10日(火)	13:30～14:30		
無料法律相談 (予約制)	18日(水)	13:00～16:00	中央公民館 203号室	※事前申込み必要 役場総務課 ☎ 21-2111
	24日(火)	15:00～17:00	余市商工会議所	※事前申込み必要 余市商工会議所 ☎ 23-2116

明治安田生命保険相互会社との健康増進及び子育て支援等に関する連携協定締結について

町は明治安田生命保険相互会社と、11月25日に健康増進及び子育て支援等に関する連携協定を締結しました。

この協定により、各種健診の受診勧奨、健康や子育てに関する講座への講師等の派遣など、相互に連携・協力し、町民の健康増進および子育て支援等のサービス向上に努めてまいります。



問合せ 子育て・健康推進課 健康推進グループ ☎ 21-2122

= 募集・お知らせ =



総合体育館健康教室

①ボディコンディショニング

簡単な反復動作で、脚・背中・肩周りなど、全身の調子を整えます。アロマや健康情報も発信します。

日時 1月11日・25日(水)
午後1時30分～3時

②体幹バランスUP

体幹バランスを整え、姿勢の矯正、負荷に強い身体づくりを目指します。

日時 1月12日・19日・26日(木)
午後1時30分～3時

③こころと身体を整えるヨガ

初心者向けのやさしいヨガレッスンで、リラックスした状態での呼吸からの動きで心・身体のバランスを整えます。

日時 1月12日・19日・26日(木)
午後3時～4時30分

④基礎代謝UPトレーニング

全身運動を行い、基礎代謝を上げます。基礎代謝が上がっている状態で、ゆっくりとした動作でトレーニングを行うと脂肪燃焼の効果が上がり、効率よく体重減少やサイズダウンが期待できます。

日時 1月13日・20日・27日(金)
午後1時30分～3時

定員 (①～④とも) 10名
(定員になり次第締切り)

参加料(使用料を含む)

各1回 500円(①～④)
2回セット 800円(①)
3回セット 1,300円(②～④)

その他

- ・体育館窓口または電話で申込み。
- ・健康状態(発熱・高血圧等)によりお断りする場合があります。
- ・動きやすい服装・運動靴、タオル、飲み物は各自ご用意願います。
- ・ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。
- ・コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いします。
- ・状況によっては、中止になる場合もございます。

申込み・問合せ

総合体育館 ☎23-5210



各種自衛官募集

自衛官候補生(男子・女子)、予備自衛官補(一般・技能)を募集します。新型コロナウイルス感染予防対策を万全にして説明会を随時行っています。

・採用上限年齢の変更について

自衛官候補生および一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に変更されました。

※細部応募資格等は、問合せください。

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

☎0134-22-5521



国立北海道障害者職業能力開発校入校生徒募集

令和5年度の訓練生を募集しています。

受付期間 ①1月17日～2月17日

②2月20日～4月3日

募集訓練科 建築デザイン科、CAD機械科、総合ビジネス科、プログラム設計科、総合実務科

※詳細は、最寄りのハローワークまたは次まで問合せください。

申込み・問合せ

北海道障害者職業能力開発校

住所: 砂川市焼山60番地

☎0125-52-2774

FAX0125-52-9177



道営住宅入居者募集

募集住宅 黒川町17丁目13(1戸)

間取り 2LDK

申込書配布 12月16日(金)～1月21日(土)

窓口開設期間 1月19日(木)～1月21日(土)

申請書配布・申込受付

黒川町17丁目13であえーるま

ほろば第一団地B棟104号室

午前9時～午後6時(最終日は午後5時まで)

問合せ

エムエムエスマンションマネージメントサー

ビス(株)(道営住宅指定管理者)

☎0134-34-1373



余市消防署からの お知らせ

●セルフ式ガソリンスタンドを安全に利用しましょう

ドライバーが自ら給油するセルフ式ガソリンスタンドはその手軽さから利用される方も増え、身近な存在となりました。しかし、自動車等への給油に使われるガソリンや軽油は取扱方法を誤ると大きな事故につながりかねません。次の事項に注意して安全な給油作業を心がけましょう。

- ・停車後は必ずエンジンを停止させましょう。
- ・給油する自動車に適した油種を確認しましょう。

- ・静電気除去シートに触りましょう。冬期間は空気が乾燥し、衣類も人体に帯電しやすいものを着用しているため特に注意して下さい。
- ・給油ノズルが止まるまで確実に差し込み給油しましょう。
- ・自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はやめましょう。

●ガソリンを携行缶で購入する方へ

令和元年7月に発生した京都府での火災を受け、ガソリンスタンドでガソリンの携行缶への詰め替え販売をする場合には、身分証の確認、使用目的の問いかけを行うようガソリンスタンドへ要請しております。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

また、セルフ式ガソリンスタンドにおいて利用者自らがガソリン携行缶には給油できません。容器に入れる際には従業員へ依頼してください。

●災害情報専用ダイヤルで災害情報を提供しています

災害自動案内

①23-2996

②22-3113

出動と同時に自動的に合成音声で作成され、いち早く災害情報を聞くことができます。

また、火災以外の出動(救急出動は除く)についても案内がされます。

問合せ 余市消防署 ☎23-3711



余市警察署からの お知らせ

～違法・迷惑駐車防止～

○違法・迷惑駐車は、見通しが悪くなり事故の危険が高まるほか、消防や救急活動を妨げ、冬の除雪の妨げとなり歩行者や車の通行の障害となるのでやめましょう。

○『道路を車の保管場所として使用すること』も保管場所法という法律違反となります。

この法律には、道路上に長時間駐車(12時間以上の駐車、夜間にあつては8時間以上の駐車)をしてはならないことなどが定められており、長時間駐車違反は、罰金20万円以下、違反点数2点という重い罰則が科せられています。

～1月10日は「110番の日」～
緊急通報は110番、相談電話は「#9110」

●110番は、事件・事故などが発生した際の緊急通報用の電話です。慌てず、落ちついて質問に答えてください。

= 募集・お知らせ =

●警察官が早く到着できるように、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

●急を要しない困り事や相談は、警察相談電話「#9110」または最寄りの警察署、交番へお問い合わせください。

詐欺電話シャットアウトセミナー

(1月)開催のお知らせ

日時：1月16日(月)午後3時
1時間程度

場所：余市警察署3階大会議室
詐欺の手口の紹介や対処方法の講義を行います。

受講希望者は、事前に電話で申し込んでください。

町内会等の会合に出向く出張セミナーも行いますので、お問い合わせください。

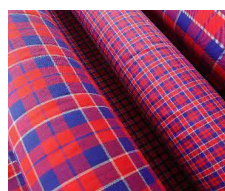
問合せ 余市警察署 ☎22-0110



余市観光協会からのお知らせ

Yoichi Tartanの織生地ができあがりました。兵庫県多可町で行われたタータンサミットに参加したご縁から当地の播州織で織り上げました。Yoichi Tartanを地域の盛り上げにご活用ください。JR余市駅のエルラプラザで購入できます。活用の詳細についてはお問い合わせください。

*2018年1月15日 スコットランドの政府機関・スコットランドタータン登記所にYoichi Tartanは正式に登録されました。



令和4年度プレミアム付商品券・タクシー券の利用期間が迫っています！

プレミアム付商品券・タクシー券の利用期間は1月31日(火)までとなっております。

使用しなかった商品券・タクシー券の換金はできませんので、必ず期間中にご使用ください。

利用可能店舗はこちら ▶



問合せ

余市町プレミアム付商品券事務局
余市観光協会 ☎22-4115



税務署からのお知らせ 所得税等の申告はe-TAX

国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)等で提出することができます。

感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【リーフレット】

「さあ自宅でe-Tax! 確定申告書等作成コーナーから」

詳しくはこちら▶



【確定申告書の作成はこちら】

詳しくはこちら▶



～e-Taxを利用するメリット!～

- ・税務署に行かずに自宅から申告。
- ・自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。
- ・確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能。等

問合せ

余市税務署 ☎22-2093



よいちニコニコ食堂 (こども食堂)

日時 1月28日(土)

午前11時30分～午後1時

対象 子どもだけでなく、地域の方など誰でも参加できます。

内容 ランチの提供(新型コロナウイルスの感染状況によっては、テイクアウト)平松先生のおもしろ課外授業・プレイパークを同時開催

申込 電話による事前申込み

食事代 高校生まで無料・大人300円

場所 黒川会館(黒川町12-66-1)

問合せ

よいちニコニコ食堂

☎090-1300-8314

児童館行事案内

黒川児童館(☎23-4338)

ボードゲームで遊ぶ会

1月15日(日)午後1時30分～

つどいの広場

1月26日(木)午前10時～

沢町児童館(☎23-5673)

むかし遊びの会

1月14日(土)午後1時30分～

鬼ごっこ遊びの会

1月21日(土)午後1時30分～

つどいの広場

1月25日(水)午前10時～

キッズルーム「あっぷる」

対象 概ね3歳までの児童と保護者

日時 毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時

※1月2日(月)～5日(木)

20日(金)、31日(火)

はお休みです

その他

密集・密接を避けるため、ご利用前にお問合せください

問合せ キッズルームあっぷる

☎48-8850

◎今月のわくわくタイム

子育て講座

「幼児期のおやつと食事について」

日時 1月25日(水)

午前10時～12時

予約 6日(金)から 定員10名

◎ミニイベント

・パステルアート(お絵かきなど)

日時 1月20日(金)

午前10時～11時30分

午後1時30分～3時30分

・あっぷる新年会(1世帯、1回参加可)

日時 1月27日(金)

午前10時30分～11時30分

午後2時30分～3時30分

予約 どちらも6日(金)から

定員各10名

◎『ぐんぐんの日』

毎月1回身体測定ができます。身長計、体重計を準備しています。お気軽にお越しください。

日時 1月17日(火)

午前9時30分～12時

午後1時～4時

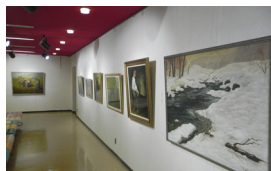
持ち物 母子手帳、バスタオル

文化祭「展示会」・「各種発表会」

展示部門は、「文化活動紹介展」「秋輝展」が10月18日（火）から6日間、「菊花展」「文化作品展」が11月1日（火）から3日間中央公民館で開催され、訪れた人たちの目を楽しませてくれました。

また、発表会部門では、10月23日（日）に「俳句大会（書面開催）」、11月3日（木）に「短歌大会」が開催されました。

【秋輝展】



▲余市美術協会

【文化活動紹介展】



▲よいち子ども劇場

【文化作品展】



▲ペン字と書道サークル



▲紙粘土人形サークル

【菊花展】



▲余市菊花同好会

【短歌大会】



▲短歌サークル



▲楽しい毛糸手編みの会



▲水彩画サークル「星のパレット」

余市文化協会の紹介 ～文化の力で町を元気に！～

余市文化協会は昭和52年に設立され、現在は32団体約580名の会員が所属し、町民の文化向上と普及発展に寄与することを目的として幅広く活動しています。

【余市文化協会加盟団体一覧】

令和4年11月現在

No	活動分野・内容	団体名	代表者	設立
1	郷土歴史研究	余市郷土研究会	駒木根 恵蔵	昭和8年
2	絵画（油彩）	余市美術協会	横山 恭子	昭和23年
3	日本舞踊・歌謡	余市芸能文化研究会	児玉 康則	昭和38年
4	囲碁	余市囲碁同好会	高瀬 昇	昭和45年
5	写真	余市写友会	市川 靖雄	昭和47年
6	俳句	よいち俳句会	高橋 恭子	昭和48年
7	詩吟	小樽しりべし岳風会余市支部	大野 哲嗣	昭和48年
8	和太鼓	北海ソーラン太鼓保存会	小倉 理	昭和50年
9	民謡	余市民謡日の出会	穴戸 仙章	昭和50年
10	川柳	余市川柳会	佐藤 多恵	昭和50年
11	カラオケ	余市カラオケ連合会	相内 憲治	昭和56年
12	鑑賞例会他	よいち子ども劇場	大塚 真理子	昭和58年
13	合唱	余市混声合唱団	青山 由明	昭和60年
14	書道	余市書道協会	古川 義一	昭和61年
15	河川環境整備他	川は心のシンフォニーの会	大谷 覚	平成6年
16	バグパイプ演奏	余市パイピングソサエティ	新谷 邦夫	平成2年
17	写真	北海道写真協会余市支部	一戸 弘利	平成9年
18	絵画（油彩）	アトリ工磨乃會	穂井田日出磨	平成10年
19	大正琴	大正琴サークル琴友会	山口 路子	平成3年
20	エッセイ	余市エッセイサークル	今野 英理子	平成11年
21	麻雀	余市麻雀連盟	坂本 利郎	平成7年
22	室内管弦楽	余市室内楽協会	牧野 時夫	平成元年
23	民踊	余市ふるさと民踊会	渡部 節	平成10年
24	菊花栽培	余市菊花同好会	葦本 紘治	昭和36年
25	自然観察	余市自然散策愛好会	中村 昇	平成17年
26	フラダンス	ハイビスカス余市フラサークル	川内 章子	平成17年
27	フラダンス	プルメリア余市フラサークル	木村 亜希子	平成23年
28	絵画（水彩）	星のパレット	久保田 和枝	平成13年
29	声楽	グランパ	藤田 繁	平成26年
30	雅楽	余市雅楽会	大竹 直也	平成25年
31	日本舞踊	日舞サークル	高山 悦子	平成27年
32	合唱	黒川女声コーラス	板谷 知子	令和元年

◆問い合わせ 余市文化協会事務局（中央公民館 ☎23-5001）



図書館のすてきな窓

問合せ 図書館 ☎22-6141
<https://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/>
 開館時間 午前10時～午後6時30分

図書館 開運みくじ

新年最初のイベントは「図書館開運みくじ」です。読めば運気が上がる…かもしれない本が書かれた、図書館手作りのおみくじとなっています。本の貸出の際に引くことができますので、年明けもぜひたくさん借りに来てください。

つくってあそぼう～ふくわらいをつくらう～

みんなで遊べる福笑いをつくります。

日時 1月13日(金) 11時～
 対象 小学生以上
 場所 図書館2階視聴覚室
 締切 1月11日(水)まで(電話可)
 持ち物 はさみ のり てぬぐいなど(目隠し用)



おはなしかい

毎月変わるテーマに合わせた絵本の紹介や、楽しい読み聞かせを行います。自由参加です。

日時 1月14日・28日(土)
 午前11時～
 場所 図書館1階おはなしコーナー
 今月のテーマ「ちゅーちゅーねずみ」



紅白本合戦

歌合戦もいいけれど、図書館の紅白は「紅白本合戦」！2022年に話題になった本を、紅白に分けて展示します。紅白どちらも、甲乙つけがたいラインナップ。勝敗をつけるのは、図書館に来てくれたあなたです！どちらの組から、年始のお供を選びますか？おうち時間が増える年始、あたたかい部屋でゆっくり読書を楽しんでみてください。

木曜映画会

木曜映画会は毎週木曜日、こどもえいがかいは第1・第3土曜日で、どちらも午後2時からの上映です。
 12日 小さいうち(邦画)
 19日 インフェルノ(洋画)
 26日 舟を編む(邦画)



こどもえいがかい

7日 クレヨンしんちゃん
 伝説を呼ぶ 踊れ!アミーゴ
 21日 ピーターパン

今月の休館日

1日(日)～5日(木)まで年始休館
 毎週月曜日、1月31日(火)は図書整理日

～二十歳のつどいに参加される皆様へ～

令和5年1月8日(日)に開催されます「余市町二十歳のつどい」に参加される皆様におかれましては、帰省により普段会わない人と会うことで感染を広げてしまう可能性がありますので、式典前からより一層注意するなどいつも以上の感染防止に心がけ、体調を整えて頂きますようよろしくお願いいたします。

また、参加にあたっては、教育委員会から配布しております抗原検査キットによる抗原検査を式典の前日または当日に実施して頂き、その結果をスマートフォン等で撮影し、来館時に提示して頂きますようお願いいたします。

しめ飾り・リースづくり

女性学級第8回学習講座「しめ飾り・リースづくり」は、よいち水産博物館学芸員を講師に迎えて11月7日(月)に開催されました。

受講生は、紙ひもの束を3等分に分け、ねじる・編む・巻きつけるなどの工程で土台を作り、好みの飾りを取り付けて作品が出来上がりました。



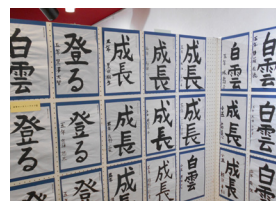
▲土台作り



▲飾りつけ

小中高生美術書道作品展示会

第2回余市町小中高生美術書道作品展示会が11月11日(金)～17日(木)まで開催されました。作品展には、美術の部に161点、書道の部に170点が出品され、中央公民館に展示されました。展示期間中はたくさんの方が作品鑑賞に訪れていました。



▲書道の部作品



▲美術の部(絵画)作品

ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

●コロナ感染症拡大防止対策として

- 余市ライオンズクラブ
アルコール除菌液 12缶 (8万円相当)

●余市町スポーツ・文化芸術活動等コンクール賞品として

- 余市ロータリークラブ
学用品等 (10万円相当)

余市町競争入札参加資格審査申請の定期受付

余市町が発注する建設工事・物品購入などの入札に参加するためには、「競争入札参加資格審査申請書(通称『指名願い』)」の提出が必要です。

令和5年度から2か年度分の競争入札に参加を希望される方の申請を次のとおり受付しています。

また、今年度より建設工事・設計業務等の請負については本町ではなく、外部の共同審査システムにより受け付けますので、町ホームページおよびシステムのポータルサイト等をご確認のうえ、申請手続きをしてください。

- 受付期間** 工事・設計 令和4年12月12日(月)～令和5年1月31日(火) ※外部システムで受付
物品・役務 令和4年12月12日(月)～2月20日(月)

- 受付時間** 午前9時～午後5時
(システムは24時間受付)

●申請様式

希望する業種	必要となる申請様式	様式の入手方法
建設工事・設計業務等	なし(システム上での電子申込) ※電子申込が困難な場合は問合せください。	
物品の購入・役務の提供等	余市町独自様式	町ホームページからダウンロード

本年度の指名願いの提出は原則郵送をお願いします。申請書類を直接提出される場合、受け取りのみの対応(内容の確認や受付印の押印等の対応はいたしません)。

【詳細は、町ホームページをご確認願います。】

受付・問合せ 財政課 契約グループ

☎21-2114

よいちの人口

令和4年11月30日現在

人口	17,592人 (-29)	●異動の内訳●	
男性	8,184人 (-18)	転入	39人
女性	9,408人 (-11)	転出	46人
世帯数	9,615世帯 (-11)	出生	4人
※カッコ()内の数字は前月比		死亡	27人

令和2年国勢調査(確定値)

人口 18,000人 世帯数 9,626世帯

【税務課からのお知らせ】

～今月の税～
国民健康保険税 7期 納期限
1月25日(水)

夜間集合徴収所をご利用ください!

1月25日(水) 17:30～19:00

- 役場1階 税務課窓口
- 福祉センター本館(富沢町)

※納付書を持参のうえ、

お越しください。

納税相談も実施しています。



STOP 滞納! 滞納処分強化中!

町では、納期限を過ぎても納付の確認がとれない方に督促状や催告書を送付するなど、自主的な納付をお願いしています。

それでもなお、納付や連絡・相談がない場合は、**財産等の調査や、差押を行う場合があります。**町税に未納がある方につきましては至急、納付していただきますようお願いいたします。

また、納付書を紛失された場合は再発行いたしますので、ご連絡ください。



納税にお困りの方へ

町税は納期限までに納付することになっていますが、病気や収入の減少等の事情がある場合には、分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。



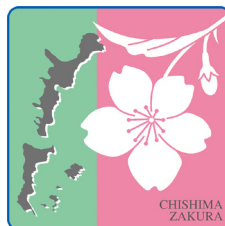
～こんな悩みを抱えておられませんか?～

・職場を解雇され、現在収入がなく納付できない。

・自宅から納付場所まで遠く、納付が困難である。

納付に関するお悩みを抱えている方は、お気軽に税務課納税グループまでご相談ください。

問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116



『四島(しま) 還せ!
声出し合って
動く今』

北方四島の一日も早い返還は
国民の願いです